

研究開発評価に関する現状及び問題点 (文科省が実施する評価)

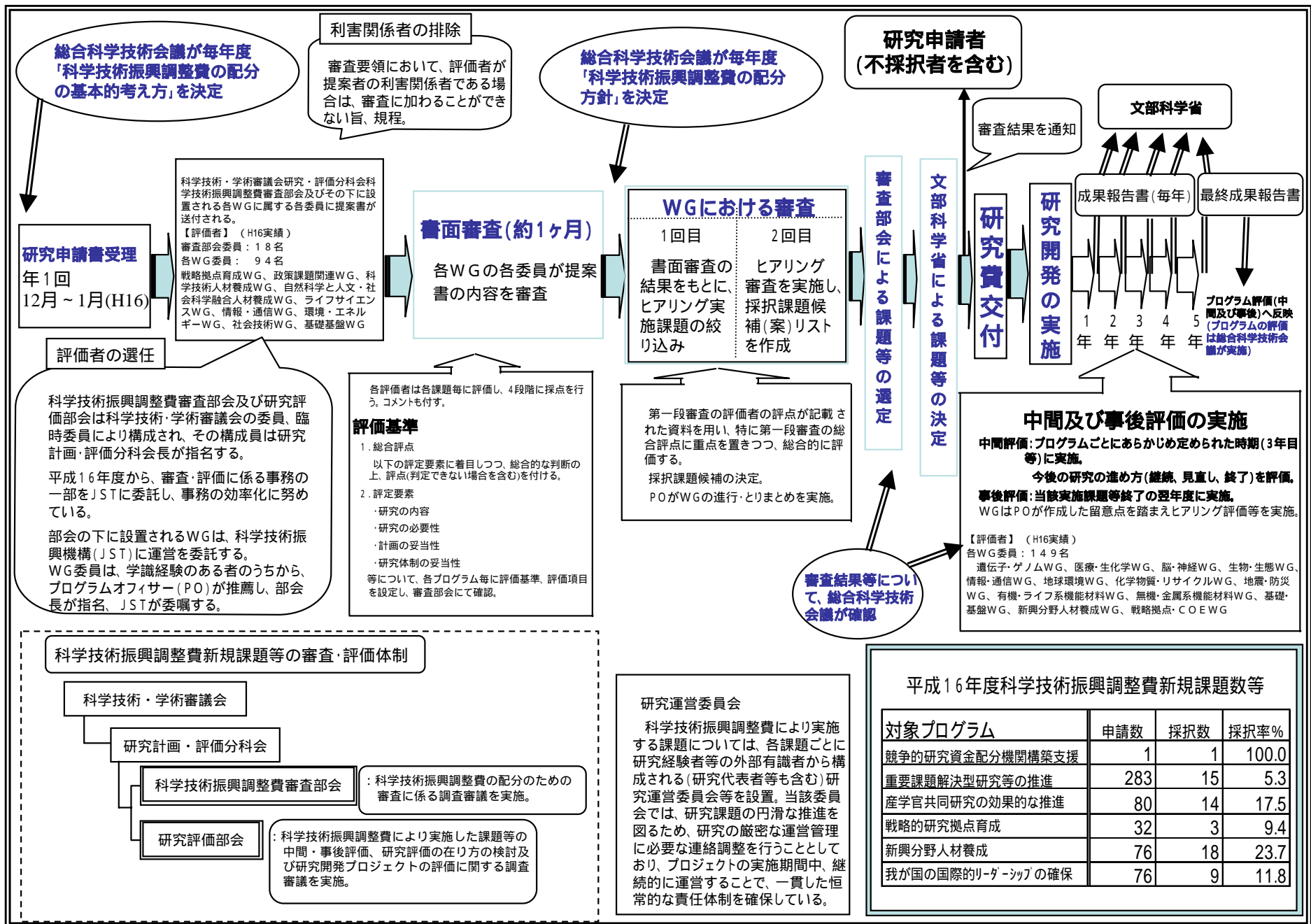
平成17年2月15日
文部科学省 科学技術・学術政策局
評価推進室

文科省が制度的に実施している研究開発評価の概況について

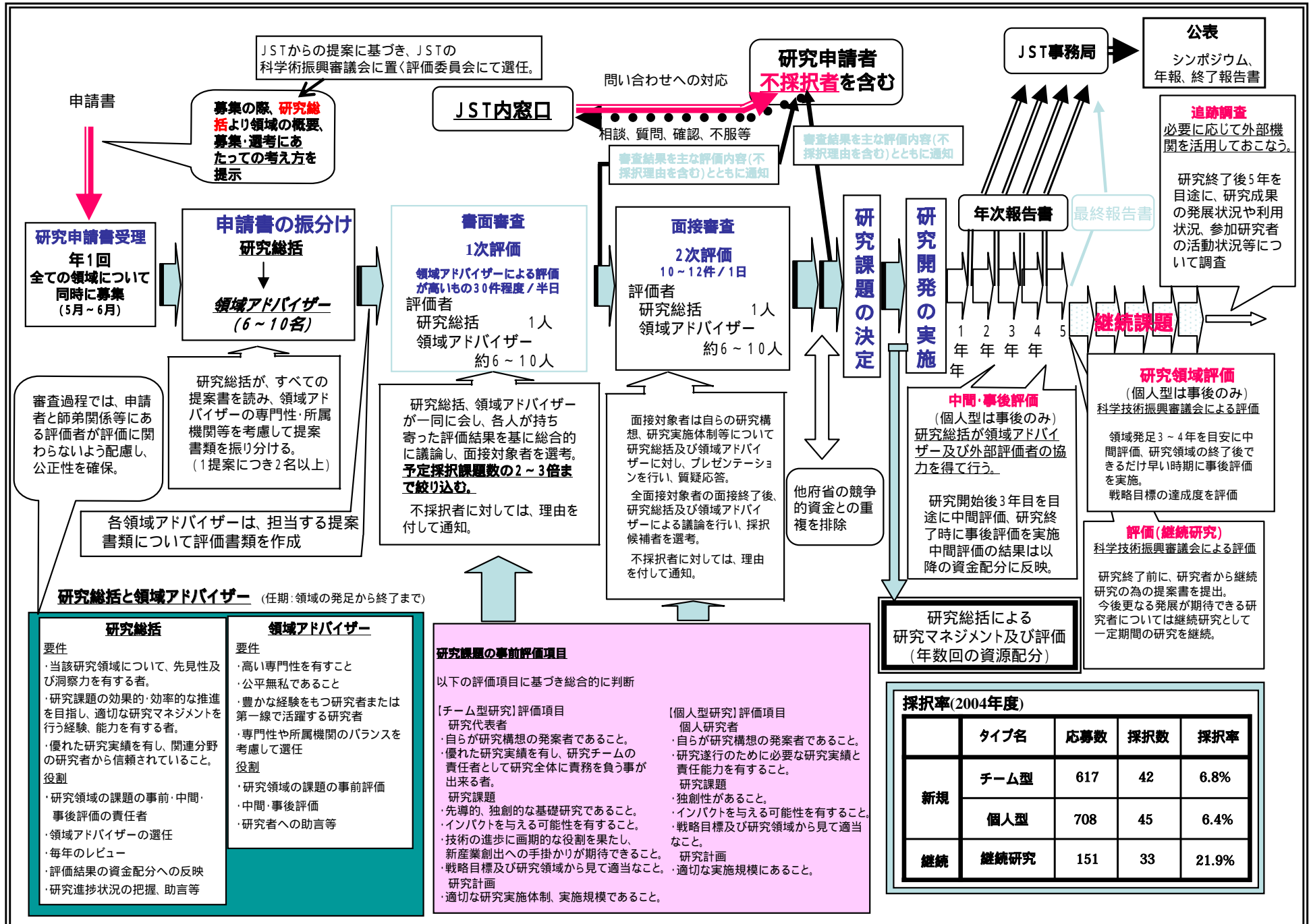
- 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を策定(平成14年6月)。
- 科学技術・学術審議会等に産業界も含めた外部者による評価体制を整備し、外部評価を実施。
- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「独立行政法人通則法」により定められた評価を着実に実施。

		(事前評価)	(中間評価)	(事後評価)
競争的資金制度における評価	科学技術振興調整費	科学技術・学術審議会による事前評価	科学技術・学術審議会による中間評価	科学技術・学術審議会による事後評価
	産学官連携イノベーション創出事業費補助金 (独自の革新技术開発研究提案公募制度、大学発ベンチャー創出支援制度)	革新技术活性化委員会等による事前評価	革新技术活性化委員会等による中間評価	革新技术活性化委員会等による事後評価
	<科学技術振興機構> 戦略的創造研究推進事業	研究統括、領域アドバイザーによる事前評価	研究統括、領域アドバイザーによる中間評価 <small>(研究領域については、別途、評価委員会により中間・事後評価)</small> <small>(継続研究については、別途、評価委員会により評価)</small>	研究統括、領域アドバイザーによる事後評価
	科学研究費補助金	科学技術・学術審議会による事前評価	科学技術・学術審議会による中間評価	科学技術・学術審議会による事後評価
研究開発プロジェクトにおける評価	宇宙開発	宇宙開発委員会による事前評価	宇宙開発委員会による中間評価	宇宙開発委員会による事後評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・総額10億円以上の新規・拡充課題については、概算要求前に科学技術・学術審議会等による事前評価を実施。 ・プロジェクト開始後、適切な時期が到来した案件については、順次、中間評価を実施(S・P・R・I・N・G-8等)。 			
(その他の関連する評価活動)				
政策評価 (本省事業)	研究開発課題・施策に関する新規・拡充事業については、「平成16年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき事業評価	各事業が事前に得ようとした効果が得られたかについて 事後(中間)評価		
独立行政法人評価 (独法事業全般)	主務大臣による中期目標の決定及び中期計画の認可の際、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴く ・各法人において、研究開発の実施に当たり、適宜、外部評価を実施(理化学研究所等)。	各事業年度終了後、文部科学省独立行政法人評価委員会が年度業務に関し、実績評価	中期目標期間終了後、文部科学省独立行政法人評価委員会が中期目標期間の業務に関し、実績評価	
独立行政法人評価制度における各事業年度毎の実績評価、中期目標期間終了時の実績評価の結果について、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省独立行政法人評価委員会に対し意見を述べている。				
(参考)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続中の各省研究開発評価の実施状況をとりまとめ、適切な評価の実施を求める。 ・総額300億円以上の大規模新規研究開発について事前評価、フォローアップを実施。 ・総合科学技術会議が評価の必要を認め指定する研究開発について評価を実施。 			
総合科学技術会議による評価				
国立大学法人評価	文部科学大臣による中期目標の策定及び中期計画の認可の際、国立大学法人評価委員会の意見を聴く(各法人の原案を尊重)	各事業年度終了後、国立大学法人評価委員会が業務の実績について評価(中期目標達成に向けた事業の進行状況を確認する観点)	中期目標期間終了時、国立大学法人評価委員会が中期目標期間の業務に関し、実績評価。このうち教育研究面については、その特性に配慮し、大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重。	

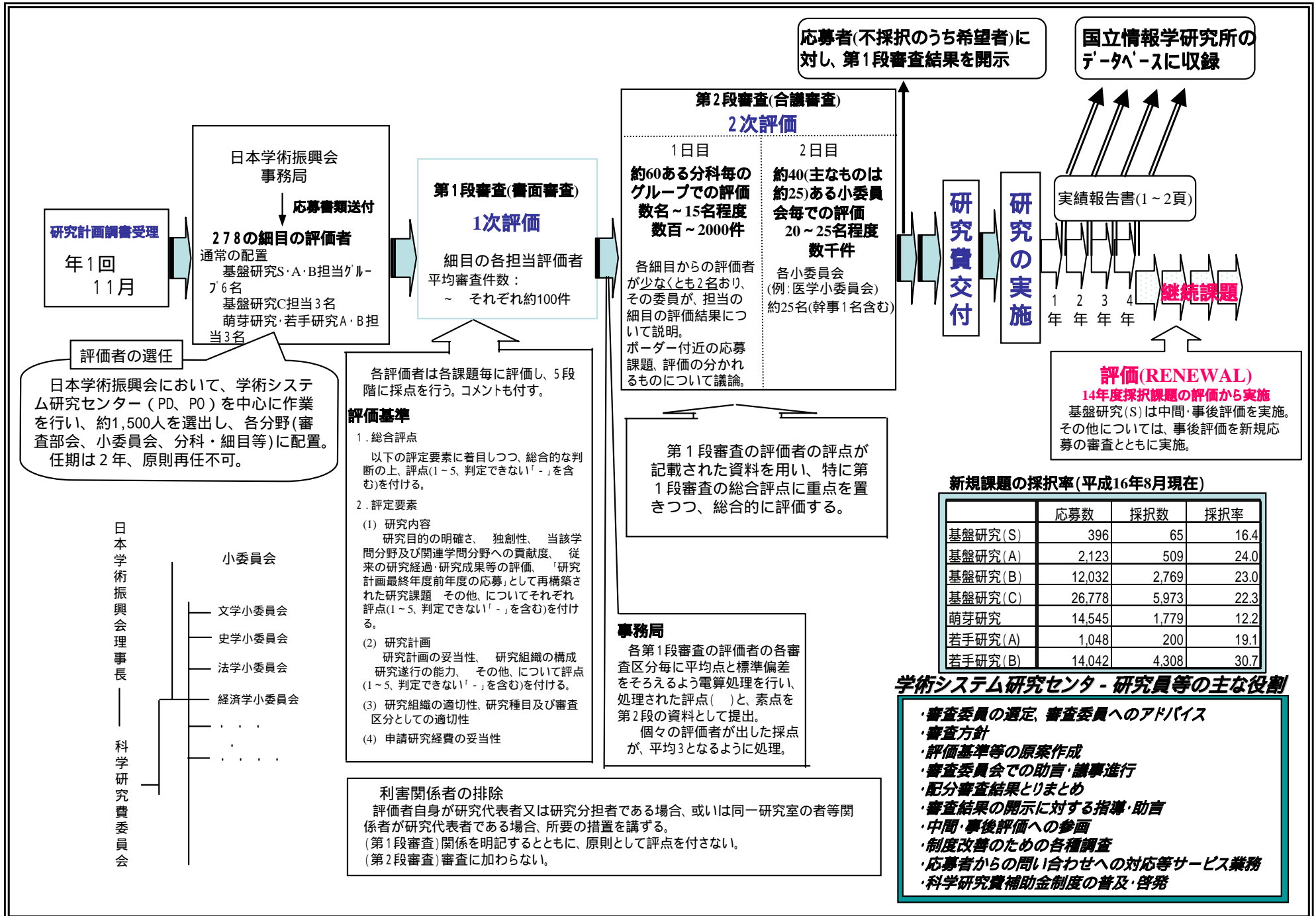
科学技術振興調整費の審査・評価システム (文部科学省)



戦略的創造研究推進事業の研究評価システム(科学技術振興機構: JST)



科学研究費補助金の審査システム(日本学術振興会 基盤研究等)

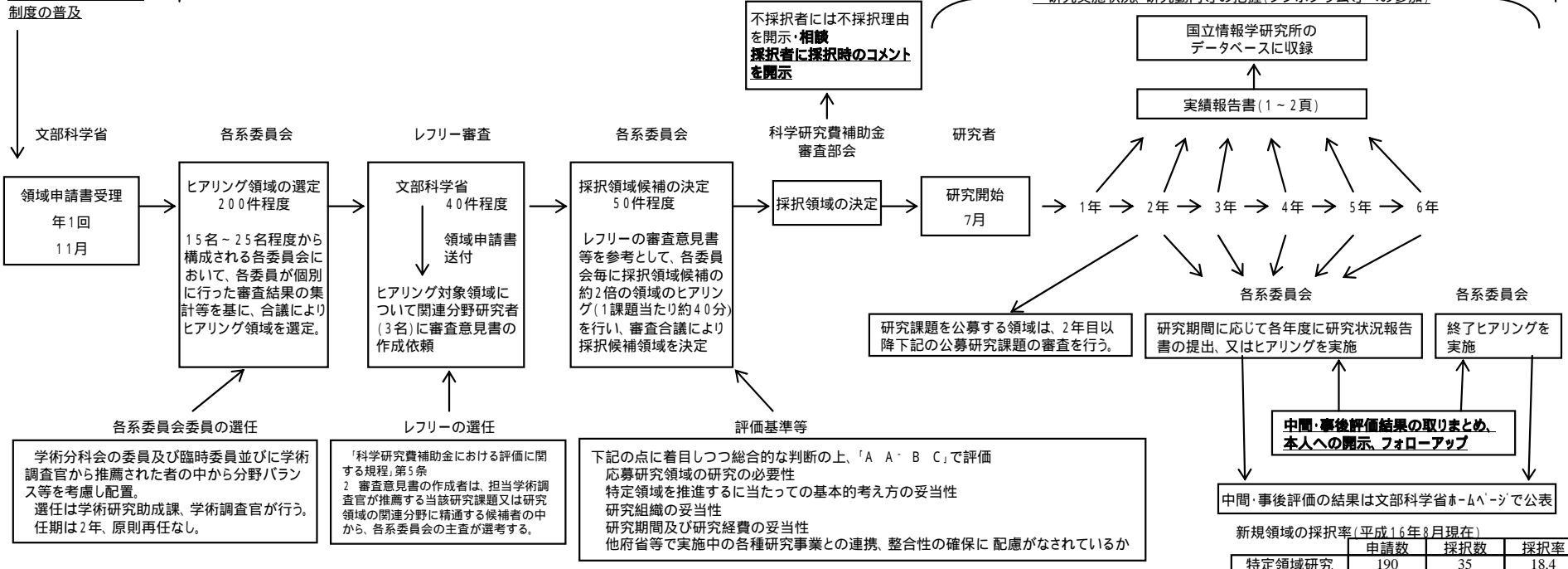


科学研究費補助金(特定領域研究)の審査システム

研究計画立案に際しての
応募者へのアドバイス
制度の普及

評価結果の一貫したフォローアップ(採択時のコメントから中間・事後評価までの評価結果を一貫して把握)

研究実施状況、研究動向等の把握(シンポジウム等への参加)



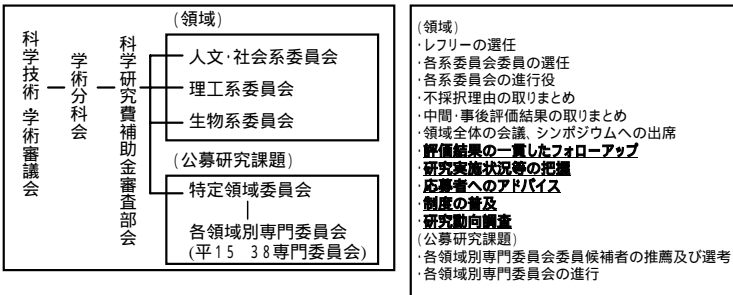
利害関係者の排除

「科学研究費補助金における評価に関する規程」
第7条 次の各号に掲げる者が、研究代表者、研究分担者、領域代表者、特定奨励費を受けようとする団体の役員又は研究成果公開促進費を受けようとする研究者もしくは団体の役員である場合は、評価に参画しないものとする。

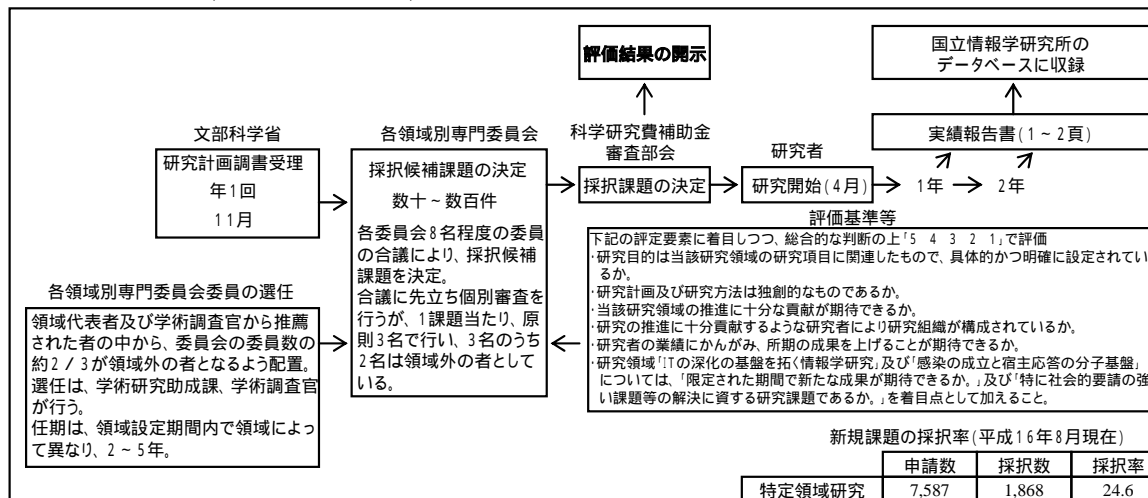
- 一 評価者自身
- 二 評価者の関係者(親族又は同一の研究室に所属する研究者)

2 評価者は、強い利害関係を有するものと自ら判断する場合には、評価に参画しないものとする。

審査組織



【公募研究課題の審査】(領域設定翌年度から実施)



科学研究費補助金(特別推進研究)の審査システム

評価結果の一貫したフォローアップ(採択時のコメントから中間・事後評価までの評価結果を一貫して把握)

研究計画立案に際しての申請者へのアドバイス制度の普及

文部科学省
研究計画調書受理
年1回
11月

レフリー審査

文部科学省
150件程度
研究計画調書送付
関連分野研究者(3名)に審査意見書の作成依頼

レフリーの選任

「科学研究費補助金における評価に関する規程」第5条
2 審査意見書の作成者は、担当学術調査官が推薦する当該研究課題又は研究領域の関連分野に精通する候補者の中から、各系委員会の主査が選考する。

各系委員会

ヒアリング課題の選定
150件程度
15~25名程度から構成される各系委員会において、各委員がレフリーの審査意見書を参考として個別に行った審査結果の集計等を基に、合議によりヒアリング課題を選定

各系委員会委員の選任

学術分科会の委員及び臨時委員並びに学術調査官から推薦された者の中から分野バランス等を考慮し配置。
任期は2年、原則再任なし。

各系委員会

採択課題候補の決定
40件程度
各系委員会毎に採択予定課題の約2倍の課題のヒアリング(1課題当たり35分)を行い合議により採択候補課題を決定

科学研究費補助金審査部会

採択課題の決定

評価基準等

下記の着目点に着目しつつ、総合的な判断の上、「A A B C」で評価
特別推進研究として推進する必要性
研究の独創性及び研究の意義
研究分野の現状と動向及びその中で
の研究課題の位置付け
研究遂行能力及び当該分野における
評価
応募研究経費の妥当性

採択者・不採択者にはそれぞれ採択・不採択理由を開示

研究実施状況、研究動向等の把握(シンポジウム等への参加)

国立情報学研究所のデータベースに収録

実績報告書(1~2頁)

研究者
研究開始
6月

1年 2年 3年 4年 5年

各系委員会

研究期間に応じて各年度に現地調査、又はヒアリングを実施

各系委員会

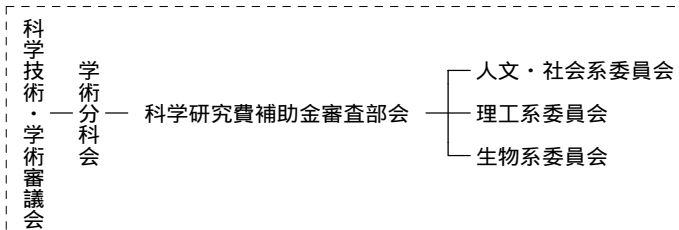
終了ヒアリングを実施

中間・事後評価の結果は文部科学省ホームページで公表

新規課題の採択率(平成16年8月現在)

	申請数	採択数	採択率
特別推進研究	128	19	14.8

審査組織



学術調査官の役割

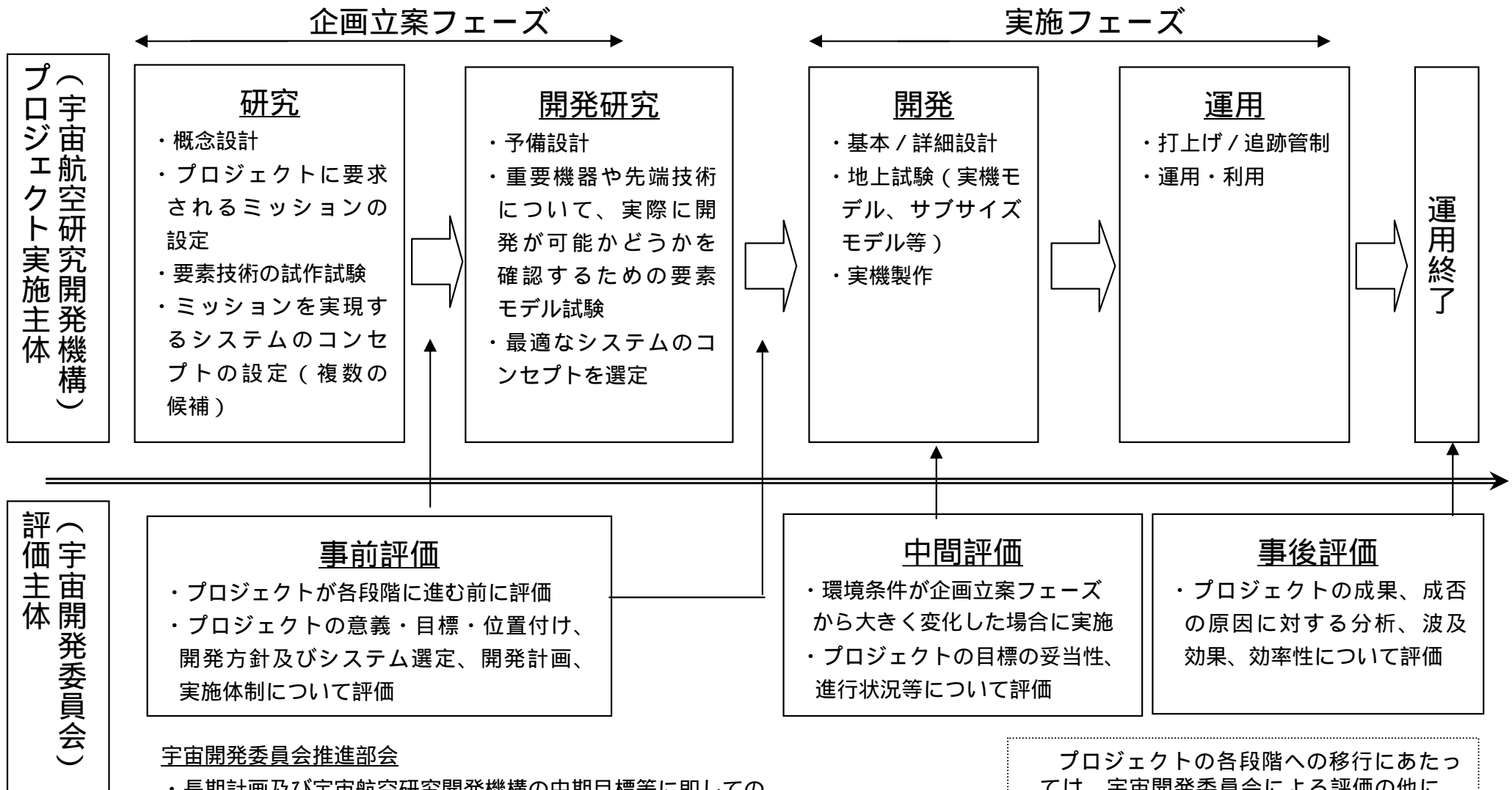
- ・レフリーの選任
- ・各系委員会委員の選任
- ・各系委員会の進行役
- ・採択・不採択理由の取りまとめ
- ・現地調査への同行
- ・中間・事後評価結果の取りまとめ

利害関係者の排除

科学研究費補助金における評価に関する規程(科学研究費補助金審査部会決定)において規定
評価者自身又は評価者の関係者(親族又は同一の研究室に所属する研究者)が、研究代表者、研究分担者である場合には、評価に参画しないものとする。また、評価者は、強い利害関係を有すると自ら判断する場合には、評価に参画しないものとする。

宇宙開発におけるプロジェクト評価

宇宙開発プロジェクトの評価は、「宇宙開発に関する長期的な計画」（平成15年9月）に基づき、宇宙開発を効果的かつ効率的に推進するため、宇宙開発委員会が実施している。具体的には、宇宙開発委員会のもとに置かれる推進部会において「宇宙開発に関するプロジェクトの評価指針」（平成13年7月 宇宙開発委員会決定）に基づき、重要な研究開発について評価を行っている。



宇宙開発委員会推進部会

- ・長期計画及び宇宙航空研究開発機構の中期目標等に即しての、各プロジェクトの評価及び進行管理を行う。
- ・構成員：宇宙開発委員会委員3名、特別委員15名

プロジェクトの各段階への移行にあたっては、宇宙開発委員会による評価の他に、機構内部においても、審査会等を開催して評価を行っている。

16年度文部科学省政策評価の流れ

11月 3月 4月 6月 7月 8月 9月 11月 3月

文部科学省

総務省等

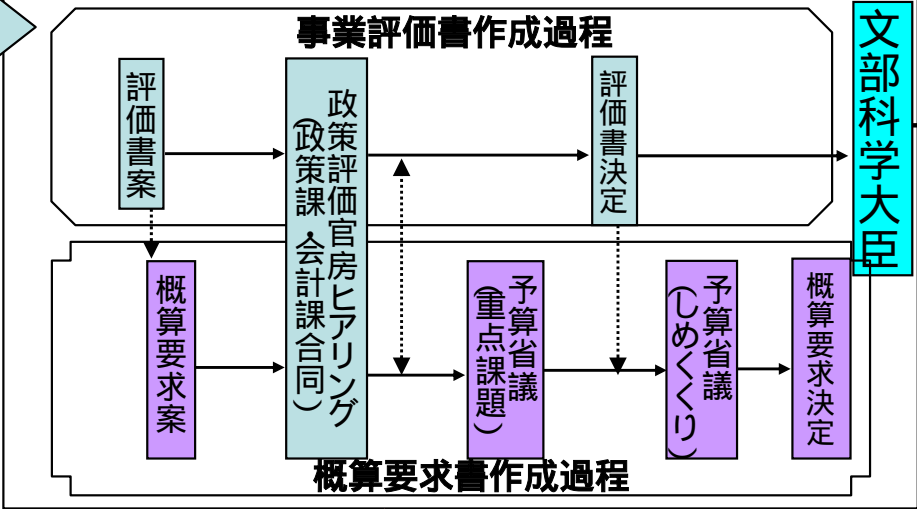
(12月 ~ 2月)
平成16年度評価方針の検討

(3月) 有政

政策評価実施計画(年度計画)

(8月末) 有政

事業評価書 (平成17年度新規・拡充事業、継続事業、達成年度到来事業)



(7月) 有政

平成15年度実績評価書

文部科学大臣

(3月)

政策評価の結果の反映状況のとりまとめ

文部科学大臣

(通知)

総務大臣

予算・政策・基本的な計画に反映

(17年度中) 有政

総合評価書

文部科学大臣

(研究開発評価課題の事業評価書)

文部科学大臣

(計画の通知)

評価書の送付

文部科学大臣官房長

文部科学大臣

(通知)

(送付)

規制に関する評価 (試行的に実施)

< 総務省 >

政策評価に関する報告書作成
(前年度実施した各省の評価書及び政策への反映状況をまとめたもの)

(6月) 公表及び国会へ報告

< 総務省 >

各府省の政策評価に対する客観性・厳格性の達成水準等に関する審査

行政評価局長

< 総務省 >

複数府省の統一性・総合性を確保するための評価
客観的かつ厳格な実施を担保する評価

総務大臣

< 内閣府 >

総合科学技術会議
大規模な研究開発そのほかの国家的に重要な研究開発についての評価

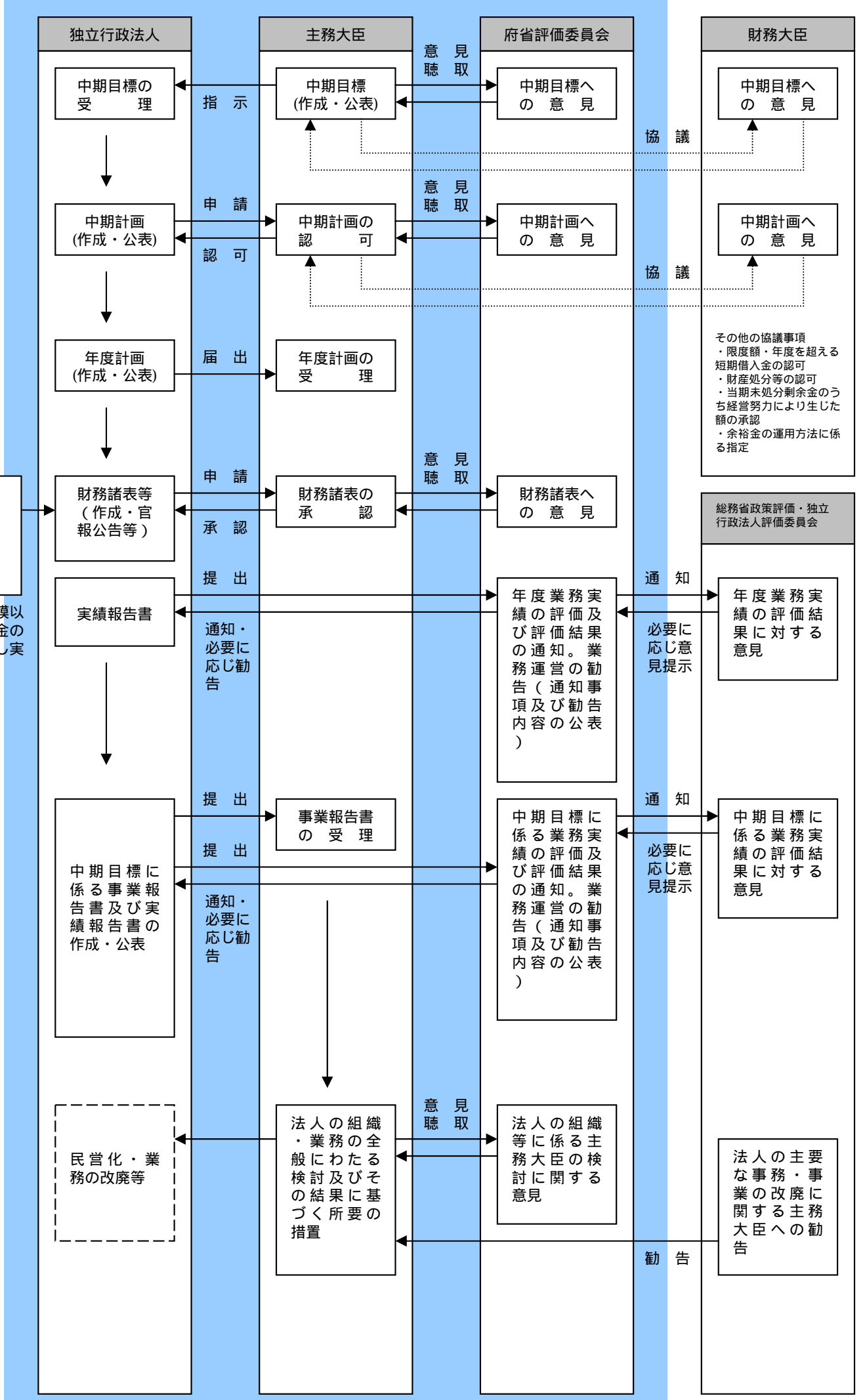
独立行政法人関係主要業務のフローチャート

目標及び計画の作成

年度実績評価等

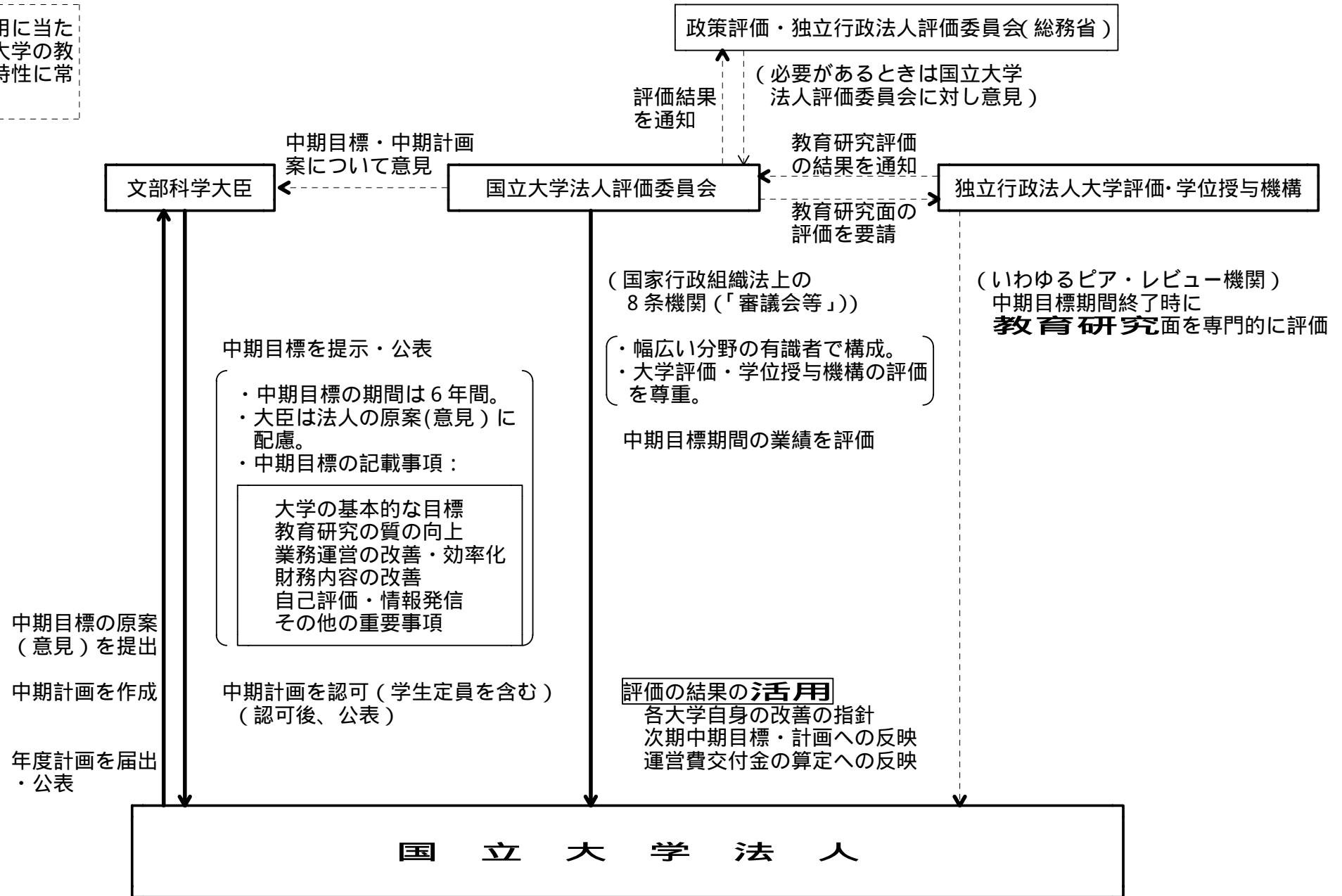
中期実績評価

中期期間の終了時



国立大学法人に係る目標・計画・評価の概要

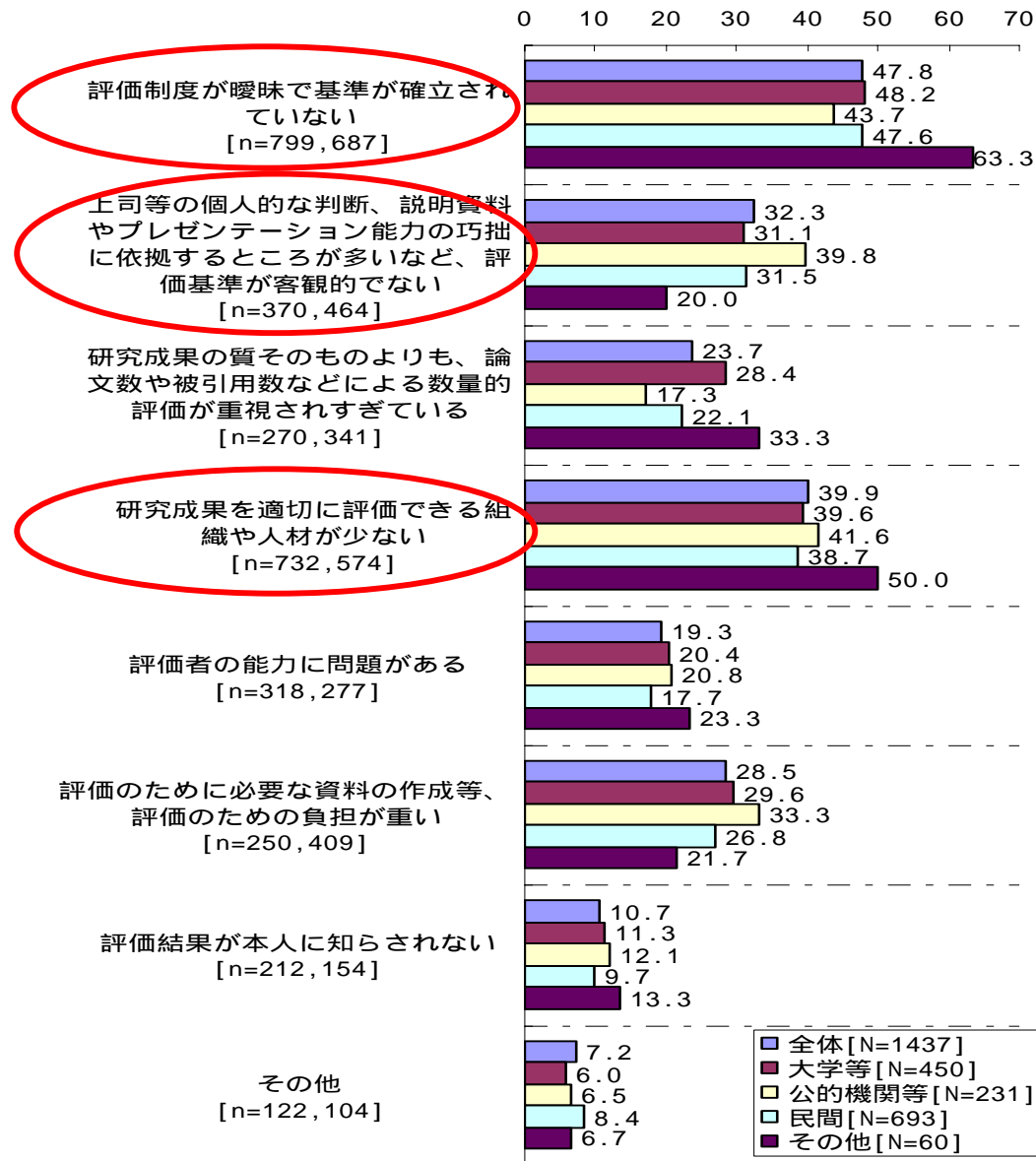
法律の運用に当たっては、大学の教育研究の特性に常に配慮。



評価制度の問題点

「評価基準が確立されていない」「適切に評価できる組織・人材が少ない」
「評価基準が客観的でない」等の指摘多い

所属機関外における競争的研究資金やプロジェクト研究等の評価制度の問題点



(出典) 我が国の研究活動の実態に関する調査報告
(平成15年度)

評価における問題点又は課題について

～ 科学技術・学術審議会研究評価部会より～

評価体制について

査定と評価の概念を明確に区別すべき。評価は事実関係を明確にしておくことであり、査定は、×をつけることである。その点を切り分ける必要があるが、査定も評価もごっちゃにされて、お金を出すか出さないかを決めるのも評価と言っていることがある。

各種の評価活動の間関係が不明確なまま行われ、混乱や不満を招いている。

科学・技術的価値と社会・経済的価値は評価者をきちんと峻別すべき。

行政官の中にも専門家を養成することが必要(行政側の評価スキルの向上)。

事前評価と中間・事後評価の関係について

課題を選定した際の評価が、中間評価、事後評価に伝わることも必要であり、評価者の一部が重複することも必要。

中間・事後評価の結果は事前評価を行った評価者に伝えてフィードバックすべき(事前評価の評価者に自身が評価して採択した課題がどのような中間・事後評価を得ているかを知らせることにより、事前評価の質の向上とマネジメントサイクルの充実を図る)

中間評価の役割について

事前に決めたことと中間評価の時点で世の中が大きく変わっていることは多い。中間評価のところで、世の中の変化に対してどうか、他の機関は同じような内容でそれ以上のことをやっているとか、そういうチェック項目を必ずいれるべき。

事後評価の役割について

事後評価はどう生かすのか。次のプロジェクトにどう反映させるのかを明らかにしていく必要がある。

評価における問題点又は課題について

～ 科学技術・学術審議会研究評価部会より～

PO、PDについて

プログラムディレクター及びプログラムオフィサーと府省の担当課との間の役割についての切り分けを明確にしていく必要があるが、米国においてもNSF、NIH等機関毎に特徴があり、画一的な議論をすべきではない。

プログラムオフィサーは常勤が理想かも知れないが、常勤だと自分の大学、自分の研究室を空にすることになってしまい、プログラムオフィサーを引き受けてもらえない。プログラムオフィサーに関する詳しい事情、研究室の現場の問題を十分検討する必要がある

評価における問題点又は課題について

～ 科学技術・学術審議会科学技術振興調整費審査部会より～

評価・審査の方法について

審査に十分な時間を確保することが必要。

評価項目の置き方や採点基準等について、委員間の認識が一致していない例が見られる。

ピアレビューについては、研究面での競争相手に提案内容を開示することになるので慎重に行うべき。

評価結果の活用について

採択、進捗管理、評価の一貫性を保つことが必要。

PO、PDについて

業務量として、日常的に多くなることが予想されるので専任が望ましい。

任期については、委員より若干長い3～5年が適当と考えるが、一線の研究者が本来研究と掛け持ちでプログラムオフィサーとして従事することが出来るかどうかは難しい問題。

審査以外でも課題管理や国内外の関連技術動向の定常的な把握など、幅広い活動に従事することについて検討してはどうか。

評価における問題点又は課題について

～ 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会より～

評価・審査の方法について

評価対象の性格に応じて評価項目等を工夫することが重要(研究計画書等)

評価体制について

審査員をさらに増員するなど、一人当たりの審査の負担を軽減すること。

審査員の候補情報を多数蓄積し、できるだけ幅広い研究者が審査に携わることになるような環境を整備すること。